



安齋正弘

福島県生まれ。木耐協設立当初から技術顧問として組合員の指導や技術開発を行う。2007年国土交通大臣表彰。趣味は社交ダンス

◎今号のテーマ

一般診断法

「保有する耐力」についての考察

「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の質問・回答集の確認

今年の大相撲夏場所は、熱の入るなかなか面白い場所だった。この後はサッカーのワールドカップへと関心は移るが、現地の治安が心配だ。最近は何かと世界中が渾沌としてきている気がする。世界的規模での「安寧な日々」って実現不可能なのだろうか?そこにはいつも弱い立場の人々の犠牲が付きまといっている。やるせない…。

さあ、今月もこの回答集をめくり、内容・趣旨を確認し日々の実務に活かして参りましょう。

日本建築防災協会に掲載されている文章は、下記ホームページアドレスから直接ご覧ください。

〈注:紙面の都合HPに掲載されている文章から、趣旨を外さない程度に表現を変えています。〉

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wquest.html>

A 本診断法で許容できる高さは3m程度と考えていて、3.4m程度ならこのまま適用可と考える。

考察

ここでは高さについての質問も回答の方もしっかりと定義付けせずに表現されている気がします。最初に出てくる2.73mはいわゆる「構造階高」であり、1階と言えば土台心から2階梁の中心までの高さを指している、後の3.4mは構造階高なのか或いは基準法上の階高(1FL~2FLまで)なのか明瞭でない。そして回答では「許容できる」高さは3m程度で、(従って)3.4m程度なら(許容できる範囲なので)このまま適用しても良いと考える、と答えています。このくだりから判断すると、基準法上の階高が3.4m位なら(誤差の範囲内として)許容できるので、そのまま適用しても良いでしょう、…と判読できましよう。

そもそも、最初に出てきた2.73mという数字は、標準的な木造住宅の柱材が10尺(3.03m)であり、土台下端から2階梁上までを3.03mとした場合に、これを土台中心から2階梁の中心までのいわゆる「構造階高」で表すと、ほぼ2.7mないし2.73m程度だとして定められた高さです。回答では、評価のバラツキ・安全率等の判断から意匠階高は3.4m(11尺)程度まで許容しても良い、としたのだと思います。

標準的に階高が **Q45**
2.73mとあるが
どの程度の高さまで
許容できるか?
[前編]

